

2020年2月13日  
関西電力株式会社

## 使用承認申請書等の誤記を踏まえた今後の対応について

先般、NRA 殿からご指摘を受けた、各申請書類（使用承認申請書、溶接安管審申請書等）の誤記を踏まえ、現在申請中の申請書類に同様の誤記がないかを確認するとともに、その原因と今後の対応について整理した。

### 1. 誤記の概要

今回のご指摘を受け、現在申請中の書類を含め確認した誤記の件数は以下の4件であった。

- (1) 美浜3号機 旧炉内構造物運搬用容器に係る使用承認申請書
  - ・使用期間に「自：2020年3月9日」と記載すべきところ、「自：2020月3月9日」と記載。
- (2) 高浜4号機 特定重大事故等対処施設設置工事に係る使用承認申請書
  - ・使用期間に「自：2020年2月26日」と記載すべきところ、「自：2020月2月26日」と記載。
  - ・施設概要に [REDACTED] と記載すべきところ [REDACTED] と記載。
- (3) 大飯2号機 溶接安全管理審査申請書の取り下げ申請書
  - ・届出月日に「平成30年7月6日付け大原発第142号」と記載すべきところ、「平成30年7月4日付け大原発第142号」と記載。
  - ・法令条項に「第43条の3の34第2項」と記載すべきところ、「第43条の3の33第2項」と記載。
- (4) 高浜発電所 溶接安全管理審査申請変更届出書
  - ・変更届出日に「2020年 1月20日」と記載するところ、「2019年 1月20日」と記載。

なお、(2)(4)はNRA 殿からのご指摘を踏まえ確認した結果、判明。

### 2. 調査結果

確認された誤記4件のうち、3件(1.のうち(1)(2)(4))は作成方法に問題はなかったものの、チェックの段階において前回申請から修正した箇所や誤りが発生しやすい箇所のチェックに傾注したあまり、記載全般のチェックが出来ていなかった。そのため、記載間違いに気づくことができなかったものである。

残り1件(1.のうち(3))は、作成及びチェック時に最新かつ正式なエビデンスとの照合ができていなかったことにより発生したものである。

### 3. 今後の対応

(1) 今回確認された各申請書類の誤記は、不適合処置として各発電所でコンディションレポート(CR)を発行するとともに、各申請書及び訂正に係る文書の提出を行う。(1.のうち(1)(2)(3)については2/6提出済)

(2) 調査結果を踏まえ、次の対応を行う。

各発電所にて使用前検査及び溶接検査の申請書類を作成、確認する際のルールを明確化する。

#### a. 記載事項に係るチェックの方法の明確化

申請書類をチェックする際は、ポイントを絞らず、記載全般(「〇年」「〇月」「〇日」、工事計画認可書等との照合においては設備名称の番号等だけでなく、「弁〇〇～弁〇〇」等)について確実にチェックを行うこととする。

#### b. 最新かつ正式なエビデンスとの照合

申請書類に過去の申請(届出)書の記番号・日付を引用して作成する際は、実際に提出した申請(届出)書の写しをエビデンスとして準備し、チェックを行うこととする。また、法令の条項番号の引用に当たっては、最新情報を入手したうえで、チェックを行うこととする。

以 上